

ロシア革命期における学校外教育(社会教育)の計画

教育行政学研究室

村 山 士 郎

はじめに

ロシアにおける1917年の10月社会主義革命は、長年にわたる資本主義的搾取とツァーリ=地主による支配から勤労人民を解放し、かれらを国家の主権者としての地位につかせた。革命の勝利は、また、帝国主義戦争に対する勤労人民による批判の実践的解答であり、抑圧民族にとっては、民族自決の権利の獲得であった。

このような社会が根本的に変革される時期において、従来の教育やその制度がよって立っていた原則は重大な試練にたたされ、教育がその本質的なところまでさかのぼって検討され、そこから教育改革に向かって進み出す。

膨大な文盲をかかえていたロシアにおいては、国家の主権者となった勤労人民がすぐその日から主権者としての能力を必要とされ、そのための基礎的条件としての勤労人民の文化水準を高めることがまず第1に教育に要請された。

したがって、革命後の教育改革は、子どもを対象とした学校教育の分野だけでなく、それまで教育の機会の外におかれていた国民をも含めて、文字どおりすべての国民の教育にむけられざるをえなかった。

本稿は、ロシア革命と教育改革の研究の一環として、上記の課題が革命期の成人教育の分野でどのように解決されようとしたのかを明らかにすることを意図し、特に、成人教育の公的組織化の構想とそこにおける主要な原則的問題を検討する。こうした革命後の成人教育の研究によって、竹田正直が「社会主義教育の「新しい志向」が——とりわけ過渡期におけるその源泉が、労働者・農民の教育や校外青少年教育およびそれらの運動の中にある」⁽¹⁾と指摘しているように、革命期の教育改革を推進した原動力を把握することができる。また、革命期の成人教育研究は、ソビエト教育学における教育の全体構造把握の発展をあとづける上でも意義をもっていると考える。近年、ソビエトの教育学界において、教育

の全体構造を把握する上で教育学の対象領域を拡大しなければならない——その中心は成人教育——ことがあらためて強調されているが⁽²⁾、教育史研究はこの提起を自からの自覚的課題としなければならないと考える。

I 国民教育における学校外教育の位置と任務

1. 学校外教育の教育学的基礎

ロシア革命の勝利は、革命前におこなわれてきた科学的世界観の獲得と階級的自覚の形成を主な目的とする勤労人民の自己教育運動の歴史的任務が完結することを意味しないばかりか、その後の発展が自動的に保障されることを意味していない。革命後の勤労人民の教育は、従来の政府や自治体あるいは教会や社会諸団体によってになわれてきた学校外教育がもっていた啓蒙的性格を脱して、勤労人民の教育への要求を実現するために本格的な努力の開始を意味している。

革命政府の教育人民要員に就任したA、B、ルナチャルスキーは、革命直後の11月11日に「教育人民委員の住民への呼びかけ」をあらわし、国民教育の民主的改革の方向を示した。そこでは、勤労人民の教育に関して次のようにのべられている。

「あらゆる真に民主主義的権力は、文盲と無学が支配している国での教育の分野において、この無知蒙昧に反対する闘争をみずからの第1の目的としなければならない。(中略)文盲と無学との闘争は、子ども、少年、青年のための学校教育の正しい設置に限定することはできない。成人たちもまた読むことや書くことのできない人間の屈辱的な状態から救われることを欲している。成人のための学校は、国民教育の全体計画に大きな位置をしめなければならない。」⁽³⁾

ルナチャルスキーが国民教育における勤労人民の教育を「第1の目的」とし、「国民教育の全体計画に大きな位置」を与えなければならないと考えた背景には、後で

のべるようにロシアの歴史的状況が勤労人民の教育に重要な任務を課していたことにもよるが、そこには、教育がその本質的性格からして成人の教育を基本的内容としているというルナチャルスキーの教育の構造的把握をも論拠していた。「住民への呼びかけ」の中では、次のようにのべている。

「勤労人民大衆（中略）は、読み書きとあらゆる諸科学の教授＝学習（Абучение）を渴望している。しかし、それは、同時に教育（Образование）をも渴望している。それは、国家も知識人もかれらに与えることはできないし、かれら自身以外のどのような力も与えることはできない」⁽⁴⁾

ルナチャルスキーのこうした考えは、「アブチエーニエ」と「アブラザヴァーニエ」概念との厳密な内容上の区別を前提としている。かれによれば、「アブチエーニエは、教師による生徒への準備された知識の伝達」であり、これに対して「アブラザヴァーニエは、創造的なプロセス」であり、「人間の人格は、全生活によって《形成される》」⁽⁵⁾という広い意味での教育として把握されている。

また、ルナチャルスキーは、1918年の論文「Абразаванье 教育とは何か」において、身体教育、知育、美育、芸術教育の「教育」又は「育」にあたるロシア語として「アブラザヴァーニエ」をあてている。したがって、ルナチャルスキーの「アブラザヴァーニエ」概念は、初期においては現代ソビエト教育学において用いられている「教育（Воспитание）」概念と同質のものと判断することができる。『教育学百科辞典』によれば、「ヴァスピターニエ」は、広い意味では「人格形成の全過程」を意味し、狭い意味では「世界観、道徳的性格の形成、美的感情の発達、身体的発達」⁽⁶⁾を言いあらわすものである。

他方、ルナチャルスキーがこの時期に用いている「アブチエーニエ」概念は、現代ソビエト教育学の言うアブラザヴァーニエ（陶冶・教養）概念に近いもの、すなわち体系化された知識、技能の教授＝学習の過程及びその結果として達成されたものを意味している。

ルナチャルスキーは、1928年の論文「ソビエト学校の教育的課題」において、かれの狭義の「アブラザヴァーニエ」をさす場合に「ヴァスピターニエ」を用いるようになるが、「アブラザヴァーニエ」「ヴァスピターニエ」「アブチエーニエ」を次のように構造化した。

「人間形成（アブラザヴァーニエ）ということは、教授＝学習（アブチエーニエ）と訓育（ヴァスピターニエ）とから成立する。その際、教授も訓育もたがいにからみあっているものである」⁽⁷⁾

「教授＝学習は訓育と切っても切れないように結びついている。教授＝学習の課題と訓育の課題とは《人間形成》という1つの一般的な語に抱摂される」⁽⁸⁾

ルナチャルスキーの「アブラザヴァーニエ」概念は、その後のソビエト教育学において一般化されなかったのであるが、人間形成を教育の全体としてとらえ、それを教授と訓育という二側面から構造的に把握するという内実は、今日のソビエト教育学における教育構造の把握にとって重要な礎石となっている⁽⁹⁾。

ルナチャルスキーは、「アブラザヴァーニエ」概念を核とし、広義にはそれを人間人格の形成と把握し、それをさらに人間の身体教育、知育、美育、芸術教育、倫理にわたる全面発達の教育論として展開している。かれによれば、「形成された人間（Образованный человек）」とは、身体的には「身体のすべての器官の調和のとれた最大限の発達」をとげており、知的には、諸科学、技術、人間のいとなみ（社会）について「その基本と帰結をしている人」であり、美的、芸術的には「自分で創造し、（中略）個人の力を創造的に緊張させ（中略）人類のために真に重要な成果を創造していく」⁽¹⁰⁾ことのできる人であるとされる。そして、これらの諸側面の調和した総体の形成こそ「人間形成」なのである。

以上のように「アブラザヴァーニエ」概念を把握するルナチャルスキーは、「学校は、そのような人間形成の全量を人間に与えることができるだろうか」と問い、「人間形成は学校だけの仕事ではないのである。学校はこの人間形成の鍵をあたえるにすぎない」⁽¹¹⁾と学校の限定的任務——それは学校の消極的評価ではない——を明らかにする一方、学校外の成人の教育に重要な意義を見いだしている。

「人間形成の過程は、人間の墓地までついてゆくのである。人間は生きているかぎり学びもする。人間には学ぶことをやめなければならないというような期限はない。（中略）全生涯が学校外の教Абразаванье育である！人間は全生涯にわたって自己を教育（形成）していかなければならない。」⁽¹²⁾

ここで注目しておかねばならないのは、ルナチャルスキーが人間形成の過程を、環境や生活による自然成長の過程としてではなく、主体的、意識的な過程として、すなわち自覚的に自己を教育（形成）してゆく過程として把握し、それを自己教育（Самообразование）と設定していることである。先に引用した「住民への呼びかけ」の中で、Абразаванье教育は、「国家も知識人もかれら〔勤労人民——村山〕に与えることはできないし、かれら自身以外のどのような力も与えることはできない」とのべている

ことは、人間形成としての教育の基礎的過程に自己教育がすえられていると考えることができる。

したがって、ルナチャルスキーにおいては、成人の学校外教育は自己教育の組織化された形態であり、それは「人間になにかしらの専門的知識を教えこむことにあるのではなく、かれを人道の闘士にすること」すなわち「人間が為すべきことを為す能力」⁽¹³⁾を形成することを理想とする。しかし、学校外教育もまた組織された教育形成である以上、全教育的作用をはたすことができないのも当然である。こうして、ルネチャルスキーは、革命後の歴史的条件のもとで教育に要請される課題にてらし、学校外教育は「正常な時代に学校がはたしていること（中略）すなわち、簡単な読・書・算を教えること」にはじまり、「一連の教育的価値の、すなわち、科学的な、また芸術的な価値の、巨大な宣伝の機関であり、暗い穴ぐらにいられていた人民を（中略）文化的に啓発する巨大な装置」⁽¹⁴⁾であると性格づけをしている。そして、この学校外教育において、過去の科学や芸術はその反人民的性格にもかかわらず、そこに含まれている普遍的価値は労働者や農民との接触によって「新しい光をはなつて燃えはじめるであろうし、死せるものから生けるものへと転化」⁽¹⁵⁾し、労働人民の文化の創造へ大きな寄与をもたらすことができるのである。

以上みてきたように、革命政府から出された最初の国民教育に関する方針である「住民への呼びかけ」において、労働人民の教育に大きな位置を与えている根拠の一つは、ルナチャルスキーの教育それ自体の把握にあった。革命政府の労働人民の教育に対する基本的方針は以下のようなものであった。

「ロシアのいたるところで、特に都市労働者の間で、だが農民の間でもまた、文化＝教育運動の巨大なうねりが沸き上がっている。（中略）かれらに助力し、かれらをありとあらゆる形で支持し、かれらの前の道を掃き清めることは、革命的人民政府の国民教育の分野におけるまず第1の任務である。」⁽¹⁶⁾

2. 学校外教育の任務

革命政府の教育方針において労働人民の教育に大きな位置が与えられ理由のもう一つの側面は、革命に勝利した労働人民の歴史的な課題から教育への大きな期待、重大な要請がなされたという歴史的事情を考えてみなければならない。それは、政治権力を獲得し国家の主人公になったロシアの労働人民がその維持・発展のために革命後ただちに一定の文化水準を要求されたという問題である。

ルナチャルスキーはこのことを次のように簡明にのべ

ている。

「われわれは、学校が市民をわれわれに提供してくれるまで待っているわけにはいかない。子どもたちが成長するまで待っているのではなく、生活を創造するために、われわれはまさにおとなが必要なのではない。（中略）この仕事はわれわれの学校外教育機構によっておこなわれている。それは巨大な緊急な仕事である」⁽¹⁷⁾

勝利したソビエト政権を維持し、国家の経済と社会生活を管理・発展させるという労働人民のこの時期の課題は、教育にどのような任務を提起するものであったか。このことをレーニンの見解を中心にみてゆこう。

レーニンは、「ソビエト権力と当面の任務」（1918年3～4月）において、革命を指導す前衛政党的な一般の任務にふれ、「第1の任務は、大多数の人民に自分の綱領や戦術の正しさを納得させることである。第2の任務は、政治的権力を獲得して搾取者の反抗を弾圧すること（中略）第3の任務がすなわち、ロシアの管理を組織する任務」⁽¹⁸⁾であるとのべていた。そして、1918年初頭の時期の特殊性はこの3つの任務のうち、「人民を説得し搾取者を軍事的に弾圧するという主要な任務から管理という主要な任務への移行」⁽¹⁹⁾にあり、この管理を「実際に組織する手腕」が「幾千万という人民の生活のもっとも深い経済的基礎を新しく組織するという」⁽²⁰⁾課題から要請されたのである。

レーニンは、ここでいわれている「管理」の能力を、すべての人が国家の統治に参加する場合に、実際に要求される「記帳と統制」の能力として考えていた。

レーニンは、「国家と革命」において、「記帳と統制——これが共産主義社会の第一段階を「調整」するために、これを正しく機能させるために必要とされる主要なものである」⁽²¹⁾とし、そのためには、国家の統治に参加する「すべての人が社会的生産を自主的に管理すること」を学び、また実際にこれを管理し、記帳を自主的に行い（中略）「資本主義の伝統の保持者」にたいする統制を自主的に行う⁽²²⁾ことが必要であるとのべていた。レーニンが「記帳と統制」という場合、「生産と分配との統制の仕事（中略）労働と生産物の記帳」⁽²³⁾あるいは「物資の生産と分配とのもっとも厳格な全人民的な記帳と統制」⁽²⁴⁾を意味し、その主要な任務は組織的問題にむけられているとみることができる。

ところで、革命後の経済建設が重要な課題になってくる時期において、レーニンは、「記帳と統制」の課題から相対的に区別し、労働生産性を向上させる課題を提起している。

「われわれがブルジョアからとりあげた企業や経済部門や経済部面では、記帳と統制とがまだやりとげられていない。だがこれなくしては、社会主義を実施する第2の、同じく肝要な物質的条件、つまり、全民的な規模で労働生産性をたかめるといことは問題となりえないものである」⁽²⁵⁾

ここで、レーニンは、「記帳と統制」と「労働生産性を高めること」の課題を共に社会主義を実施する上での条件としながらも、両者を区別している。こうした区別を明瞭にしておくことが必要であると考えるのは、「記帳と統制」という概念からは、労働それ自体の教育、及び職業技術教育を本格的に対象化できないのではないかという仮説にもとづいている。それは、主権者国民の必須の能力という場合、その内容をより全面的な豊かなものとして構成することが必要であると考えからである。

さて、共産主義の第一段階を調整するために主要に必要なであるとされた「記帳と統制」の能力は、生産過程の科学的・技術的知識を基礎とした勤労人民の組織性、規律性、自主性を要求した。

レーニンは、1918年4月の「全ロシア中央執行委員会の会議」において、「われわれは、社会主義の知識はあるが、しかし、百万単位の規模での組織上の知識、組織と生産物分配との知識がわれわれには無い」⁽²⁶⁾ことを指摘し、先進的な労働者が、数千万の人々を組織することを学ぶ必要を強調している。また、1919年の8回党大会において、組織的課題の解決を教育の任務として設定し次のようにのべている。

「プロレタリア革命の主要な任務は、ほかならぬ組織的任務である。(中略)ここでは、長期の教育と再教育をおこなわずには、われわれは何一つやれないであろう(中略)教育、再教育、長期の組織活動というこの課題をわれわれは全然解決していない。そしていまわれわれは、これに系統的に着手しなければならない」⁽²⁷⁾

レーニンは、他方、もう一つの主要な任務と考えていた「資本主義よりもいっそう高度な経済的制度をつくりだすという根本的任務」として「労働生産性の向上、およびそれと関連した(またそのための)いっそう高度な労働組織」⁽²⁸⁾を創造することを強調し、そのためには「大工業の物質的基礎を確保すること」「住民大衆の教育と文化の向上」「勤労者の規律の向上、働く腕前の向上、技倆の上達、労働強度の増進、労働組織の改善」⁽²⁹⁾が必要であるとのべているが、こうした課題の基礎的解決を教育の任務としている。

「この目的〔生産性の向上をはかること——村山〕を達成するためには、大衆を啓発し、彼らの文化水準を

向上させるために長期にわたって活動する」⁽³⁰⁾こと。

この時期の社会主義建設の諸課題は、その基礎的部分においてロシアの勤労人民の文化水準の問題を密接に関連していた。したがって、これらの諸課題の解決にとって、勤労人民の教育、再教育の任務は重大であった。そこから、勤労人民の教育、再教育の系統的な組織化が重要な意義をもって提起されてくるのである。

II 学校外教育構想の原型

—19年党綱領作成過程を中心に—

1. 19年党綱領における勤労人民の教育に関する条項

学校外教育の系統的な組織化の基本的方向を確定する上で、1919年3月のロシア共産党第8回大会において採択された新綱領の学校外教育に関する条項は重要な意味をもっていた。この時期までに、勤労人民の教育運動は従来の学校外教育組織の改革を一方で進めながら、ソビエト組織、軍組織、労働組合組織、協同組合、そしてさまざまな社会諸団体やサークルにおいて急速に発展していた。レーニンは、第8回大会での「党綱領についての報告」の中で、こうした勤労人民の教育運動の発展を次のように評価している。

「巨大な知識欲と多くの場合学校外教育の方法によって得られている教育のこのうえなく大きな成果、すなわち勤労大衆の教育の巨大な成果は少しも疑う余地がない。この成果はどんな学校の枠にもおさまらないが、この成果は絶大である。」⁽³¹⁾

革命後、広範にしかも多様な形態で発展してきていた勤労人民の学校外教育に系統性を与え、組織化してゆく必要性に対し、新綱領の勤労人民の教育に関する条項は1つの方向性を与えた。それは次のような条項からなっている。

「(7) 労働者と農民の自己教育〔самообразование〕と自己発達〔саморазвитие〕への全面的な国家的援助(図書館、成人学校、人民会館、人民大学、講座、講義、映画館、画室、等の学校外教育施設網を創設すること。)

(8) 17才以上の人々のために、一般的総合技術的知識との関連において職業教育を広範に発展させること。

(9)、(10) 略

(11) 共産主義思想のもっとも広範な宣伝を発展させること。そして、この目的のために国家権力の諸機

関と諸手段を利用すること。』⁽³²⁾

この諸条項は、以前の党綱領や1917年6月の『党綱領改正資料』には含まれていなかったものであり、新たに加えられたものである。革命前のロシア社会民主労働党(ボリシェビキ)〔以下 РСДРП(Б)とする〕の文献の中で、成人教育にふれているのは、1917年2月革命後に作成された地方自治体の選挙政綱においてである⁽³³⁾。

「クラスナヤールスク РСДРП(Б)組織の市議会選挙政綱案」(4月1日)には、「成人のための普通及び職業的講座。学校外教育事業と芸術的感情を向上させることを広範に促進させること。読書室や図書館の設立。」⁽³⁴⁾があげられている。

各地で作成された地方自治体政綱の基礎的文書となった「ВРСДРП(Б)の地方自治体政綱の基本的条項」(5月)には、図書館、博物館、人民会館の設立要求と共に次の規定をみることができる。

「4、専門的技術者たちの指導と労働者組織の統制のもとで、工場と製作所における専門的職業講座の組織」⁽³⁵⁾

また、「モスクワ地方自治会選挙政綱」(8月)では次のような条項をみることができる。

「地方自治会は、学校教育以外にも、夜間講座や講義、図書館、読書室、などをより広範に普及する方法で学校外教育や成人教育についても配慮しなければならない。

地方自治会は、教育や社会生活の根拠地(очаг)としていたところに人民会館を組織することを特に配慮しなければならない。人民会館は、クラブ、集会、職業紹介所などのために使用されなければならない。」⁽³⁶⁾

他方、2月革命後、各地に組織されたソビエト組織はその中に文化＝教育局を創設し、独自の活動を展開している。当時のソビエト組織の文化＝教育活動の概観を知るうえで、モスクワ労働者代表ソビエト及びモスクワ地方労働者、兵士ソビエトがソビエトの組織状況と活動に関して取ったアンケート⁽³⁷⁾(4月)は参考になる。アンケートの「文化＝教育活動にたいする質問」は次の項からなっている。

「1、あなたたちの所では、文化＝教育委員会又は労働者クラブは活動していますか。2、それらはどのような組織のもとにありますか。3、だれが教育活動を遂行していますか。4、どんな活動をおこなっていますか(a 図書館、b 政治的テーマの講義・集会、c 書籍販売、d 新聞販売)5、新聞、雑誌はどこから手に入れていますか。6、労働者の新聞を受けと

っていますか。」

これに対する4つの回答のうち、1について「計画的活動はない」「委員会とクラブがある。しかし最近ようやく活動しはじめたばかりである。」「クラブが2つある」「精力的に活動している」となっている。又、4のa図書館については、「ある」と答えたのが3つであり、bの講座、集会については「ある」「組織されている」「時々ある」「行なわれている」と回答されている。

こうした革命前の自治体レベルでの学校外教育の改革と創造の運動、ソビエト組織の文化＝教育活動、さらに種々のサークルや政党の学習組織の活動、等が革命後に本格的に展開され、そこから導き出された教訓が19年綱領の学校外教育に関する諸条項の基礎となっている。

19年綱領は、18年の第7回党大会の決議にもとづいて組織された綱領委員会によって草案されたものであるが、委員会の基礎作業と審議は19年の1～2月に集中してなされた。

レーニンは、この時期に2種類の異なる綱領の国民教育条項案を書いている。最初の案とされている「国民教育の分野における綱領の条項」は前文と6項からなるものであるが、勤労人民の教育に関しては「(1)ソビエト権力の全面的な援助のもとに教育の分野における労働者と勤労農民の自主活動をいっそう発展させること」⁽³⁸⁾と規定している。これに対し、「プロレタリア・ディクタトゥーラの基本的諸任務」の中では国民教育の部分は前文と8項からなっている。勤労人民の教育に関しては次のような内容を規定している。

「(7) ソビエト権力が労働者と勤労農民の自己教育と自己発達とを全面的に援助すること(図書館、成人学校、人民大学、講座・講義、映画館、画室、等々を組織すること)

(8) 共産主義思想の宣伝をもっとも広範に展開すること。」⁽³⁹⁾

レーニンの2つの案を比較するなら、字句上、表現上の若干の相違の他に、内容上の発展を指摘することができる。

第1に、前者では、「教育の分野における労働者と勤労農民の自主活動」とのべられている部分が後者では「労働者と勤労農民の自己教育と自己発達」と明確にされたことである⁽⁴⁰⁾。第2に、組織されるべき学校外の文化＝教育施設及び活動が具体的に列挙されていること(だがそれらの諸施設や活動を有機的に統合した1つの学校外教育綱としてはのべられていない)。第3に「共産主義思想の宣伝」をのべた8項が加えられたことである。

7回大会綱領委員会が8回大会に提出した党綱領の最終草案の国民教育に関する条項は、レーニンの案を基本的に採用しながら、レーニン案（本論文では後者としたもの）の8項の最後に「そして、この目的のために国家権力の諸機関と諸手段を利用すること」⁽⁴¹⁾が新たに加えられた。

7回大会綱領委員会は、綱領の最終草案を発表するにあたって、この草案が「たんなる資料の第一次的検討であるにすぎない」とし、「同志による討議と修正の提案」⁽⁴²⁾を要請した。こうした呼びかけに応え、教育人民委員部共産主義者フラクシオンは、最終草案を批判的に検討し、独自の国民教育についての諸条項を作成し、第8回党大会開催中の1919年3月20日付『ブラウダ』に発表した。

教育人民委員部フラクシオンの草案は、前文と16項からなるものであるが、学校外の勤労人民の教育に関しては次のように規定していた。

「(7) 一般的文化水準を向上させる目的のために、成人住民の文盲を一掃すること、新聞や書物の助けをおしてかれらを人類の生活に参加させること。

(8) 勤労大衆の自覚を高める目的のため、かれらを科学的共産主義的世界観にひきつけること。

(9) 労働者、農民層のなかから、ソビエト的勤務員のカードルを養成する目的のため、かれらを新しい生活を建設するために必要な知識と技能によって武装すること。

(10) これらのすべてのことを実現するために、学校外教育施設網（図書館、書籍販売所、成人学校、人民大学と会館、博物館、映画館、など）を創設する必要がある。

(11) これと同時に、労働者と農民の自己教育と自己発達にソビエト権力の側から全面的な援助が必要である。

(12) 職業教育は、職業の関心から出発し、その職業に関与している住民諸層の文化性、組織性及び自覚性を向上させる強力な手段とならねばならない。同時に、技術的文化と国民の労働生産性の一般的水準を向上させる熱烈な刺激とならねばならない。

(12項以下中略)

(13) 共産主義思想のもっとも広範な宣伝を展開すること、及びこの目的のために国家権力の機関と諸手段を利用すること」

この草案が7回大会綱領委員会の最終草案にたいしてどのような批判点をもっていたのか資料的にあつづけることはできない。しかし、国民教育の専門的指導者とし

て、勤労人民の教育においてまず第1に必要なとされていた文盲一掃の課題を独自に取りあげていること、学校外教育の諸施設を相互に関連づけられた1つの綱として構想しようとしている点、及び先にのべたように社会主義建設の課題から提起されていた一般的文化水準の向上とあわせて職業教育に着目していること、等の指摘がなされていたとみることができる。

こうして、第8回大会の綱領の作成にあたっては、2つの草案が提起された。しかし、人民委員部フラクシオン草案は、「第一項がまったく不相当であること、それにつづく諸条項の定式化が極端に長すぎる点、一般的に草案全体が法外に長すぎる」⁽⁴³⁾という理由で、8回大会への第一次テキストは綱領委員会の草案が取りあげられた。

だが教育人民委員部フラクシオン草案は、まったく意味をもたなかったわけではなく、成人の職業教育を新綱領に加える上で重要な役割をはたしたとみることができる。事実、レーニンは、8回大会の綱領審議過程で、5項目からなる「国民教育の分野における綱領の条項への追加の草案」を書いているが、そこでは次のような内容を見ることができる。

「追加すべきこと、成人のために

(1) 青年および成人の職業教育を発展させて総合技術教育へ移ること」⁽⁴⁴⁾

ここで、レーニンは職業教育を綱領条項に入れることを指示すると同時に、単なる職業教育にとどまらずそれを総合技術教育へ発展してゆくものとして位置づけている。こうした経過をへて、8回大会で採択された新綱領には、「一般的総合技術的知識との関連において職業教育を広範に発展させること」が8条として追加されたのである。

以上みてきたように、19年の新綱領の勤労人民の学校外教育に関する諸条項は、当初から何か明瞭な確定された方針があったわけではなく、ソビエト国家の指導者と国民教育の指導的理論家たちが国内の教育事情をふまえ、いくつかの見解を相互に検討される中で、次第に明瞭にされてきたものであるといえる。

そこにみられる学校外教育構想の原型は、一般的基礎的教育と職業技術教育を基礎的な分野とし、この両者が共産主義思想の宣伝、すなわち政治教育と密接に結び合わせられ、それを保障する学校外教育の諸施設の広範な創設とからなっていた。

この学校外教育構想の原型は、以後の勤労人民の教育の組織化の方向を基本的に規定するものであった。

2. 学校外教育活動の具体化

8回大会で採択された新綱領の勤労人民の教育に関する諸条項は、同大会の特別決議「農村における政治宣伝と文化＝教育活動について」⁽⁴⁵⁾の中でさらに具体化された。

決議は、農村・農業問題を解決する上で深刻な障害となっている要因の1つとして「農村における政治的蒙昧、一般的無学、農業知識の低い水準」を指摘し、そこから農村における宣伝＝教育活動は「(1)共産主義宣伝、(2)一般的教育、(3)農業教育」の3つを柱にするものとし、それらが相互に密接な関連をもって追求されなければならないとのべている。

この特別決議は、8回大会の農業分科会の議長であったルナチャルスキーによって草案されたものであるが、農民に対する広い意味での教育の基本を共産主義的宣伝、一般的教育、農業教育とするという見解は、ルナチャルスキー草案に対するレーニンの修正によって明瞭にされたものであるといわれる⁽⁴⁶⁾。こうしたレーニンの見解は、8回大会でのレーニンの報告「農村における活動について」と合わせ考えるならば、農村＝農業を社会主義的に再編してゆく長期の課題と当面の中農をプロレタリアートの側に引きつける課題の政治的、経済的、文化的路線から農村の文化＝教育活動の3つの基本的任務が要請されていることを知ることができよう。

ソビエト政権の農村における基本的課題と密接に結びついた文化＝教育活動は、農民の階級的自覚と世界観の形成と農村建設の知識と技術の習得を主な目的とした。そして、多くの農民が文盲である状況の中では、当面、宣伝活動に力点がかけられていた。決議では、文盲の人に対する宣伝は、主として読み書きのできる人が文盲の人に対して一般的な文献や新聞、雑誌の重要論文、党やソビエト機関の決定や法令を読み聞かせる方法が取られた。この読み聞かせを学校やソビエト施設、農村読書室を利用し、定期的に組織すること、そのために地方の教師の積極的参加・協力をかちとることが指示されている。読み書きのできる人には、図書館や読書室を通して新聞や文献を普及させ、一般教育的又は専門技術的講座の中では、ロシア革命史や18年憲法の学習を内容に加えることを指示している。そして、これらの諸活動が相互に関連づけられて1つの目的性をもって展開されることがめざされた。たとえば決議は次のようにのべている。

「学校及び学校外の一般的教育（演劇、コンサート、映画、展覧会、絵画などの芸術教育を含む）は、無知蒙昧な農村に多様な知識の光をそそぎ入れることだけ

でなく、自覚や明瞭な世界観を作りあげることができるようになることを可能にする努力を行ないながら、共産主義宣伝と密接に結合しなければならない。」

この決議にみられる農村における文化＝教育活動は、この時期のソビエトにおける勤労人民の教育がまずもって要請された内容と性格を示している。それは啓蒙＝宣伝的性格の強いものであったといえる。

これより先、ソビエト政権が勤労人民の教育に関して発布した最初の重要な法令の一つは、まさにこの「宣伝」の組織に関するものであった。「読み書きできる人の動員とソビエト体制の宣伝の組織について」の法令⁽⁴⁷⁾（1918年12月10日付、ロシア共和国人民委員部）は「ソビエト体制の本質と労働者＝農民の政府の諸方策や諸政策について住民にもっとも広範に知らせることを目的」とし、この宣伝によって新しい生活・生産の建設と祖国の防衛に勤労人民を組織する緊急の課題にこたえようとするものであった。

この法令は、第1に、ソビエト体制の本質やその政策に関する大衆的でわかりやすいパンフレットを作成し、文盲住民への読み聞かせを組織すること。第2に、読み書きのできる人と他人にわかりやすく読み聞かせのできる人を区別して調査し、すべての読み書きのできる市民を読み聞かせの仕事に動員すること、それは義務的なものであること。第3に、文盲住民への読み聞かせのために動員された人々はグループ化され、一定の地域を受けもち、文盲住民に系統的に読み聞かせることによってこれらの政治的発達を可能にすること。第4に、読み聞かせの組織にあたっては、あらかじめ布告するか又は集会、村会等で通知し、住民にとってもっとも都合の良い時間、日、場所を設定することを内容としている。

そして、この宣伝活動のために必要な指導者の養成のために、全ロシア中央執行委員会は、1918年12月17日に、議長スヴェルドロフの名で郡、市の執行委員会と党組織に宣伝家指導者養成の学校へ聴講生を派遣するよう指示を出している。それによれば、聴講生は各郡5名とし、宣伝家指導者としての資質を有するもので、教授、食事、宿泊は無料、期間は6週間となっている⁽⁴⁸⁾。

H・K・クルプスカヤは、前記法令に関して論文「政治＝教育活動」において次のようにのべている。

「この法令は、深い政治的性格をもっており、教育の諸問題と政治の諸問題とがいかに深く結びつけられていたかを示している。（中略）この法令は、事の本質において、真の綱領——長い年月にわたって活動を指導した政治＝教育活動の綱領であった。」⁽⁴⁹⁾

以上みてきたように、8回大会の綱領が示した勤労人

民の教育の中で、さしあたり緊急に要求されたのは、勤労人民への政治的啓蒙＝宣伝〔政治教育〕であった。その内容は、文盲に対する読み書き等の教授にはじまる一般的基礎的教育と総合技術的性格をもつ職業技術教育によって基礎づけられていた。そして、こうした勤労人民の教育を組織する上で「国家の全面的援助」が取られた。

反面、社会主義建設への本格的取りくみのためには、勤労人民の文化水準を急速に高めることが要求され、そのことは、学校外教育制度の本格的組織を必要としていた。

III 学校外教育の組織原則とその制度

―第1回全国ロシア学校外教育大会―

1. 大会の概要

19年綱領にみられた学校外教育施設網の組織化の課題は、1919年5月6日から19日まで開かれた第1回全ロシア学校外教育大会において詳細な論議がなされ、その計画が作成された。この大会は、単一労働学校令を検討し採択した第1回全ロシア教育大会（1918年8月）と並んで、主に成人の学校外教育の全体計画を作成したことにおいて、革命初期の教育改革を推進した二大教育大会とみなすことができる。

この大会に出席したレーニンは、「この分野〔学校外教育―村山〕では、期待すべきものは、先進的な住民層の長期にわたる活動とねばりづよい働きかけ」⁽⁶⁰⁾だけであると訴え、クルプスカヤは、学校外教育の「計画を作成し、活動の基本原則を確立しなければならない」⁽⁶¹⁾と のべているように、大会は、革命後に各地で各組織で急速に発展してきた勤労人民の学校外教育活動を総括し、そこから経験にうらうちされた今後の「長期にわたる活動」を指導する基本原則を確立し「系統的な働きかけ」を保障する計画を作成することを任務としていた。

教育人民委員部学校外教育局は、大会に先がけ「全ロシア学校外教育大会の招集にあたって」⁽⁶²⁾をあらわし、大会の任務、構成、プログラム、分科会構成、等を詳細に提起した。

プログラムの内容は、A 学校外教育の現状、B 組織的諸問題、C 学校外教育活動の個々の種類と形態、とされ、それをさらに12の柱に問題を具体化している。

分科会構成は、プログラムにもとづき、6分科会を設定（1 組織分科会、2 学校外教育施設とその種類、3 学校外＝芸術教育、4 学校外＝職業教育、5 出版と物資調達、6 職員）、それをさらに23小分科会に

わけている。

大会代議員の構成は、決議権を有するものと審議権のみを有するものに区別され、前者は、中央・地方の公的機関の代表及び学校外教育制度をもっている社会的組織の代表（1432人）からなり、後者は、学校外教育の様々な分野の専門家及び労働組合、協同組合の代表（80名）からなっていた。

大会は5月5日から15日間モスクワで開かれ、祖国戦争の困難な中で中央・地方の活動家が前線に向い又は部署をはなれることができず約800名の代議員が集まった。大会は、6分科会、15小分科会（実際は第5分科会が不成立）と全体総会から構成され、会議の合計は103（昼・夜をそれぞれ1回とする）を数え、大小あわせて74の決議が採択された⁽⁶³⁾。

全体総会で採択された「現時局に関する決議」は、大会の基本的成果を次のように評している。

「大会によって宣言された一般的原则並びに大会によって採択された組織についての諸決定は、ソビエト共和国における学校外教育事業に強固な基礎を与えるものであり、労働者＝農民大衆の新しい成果である。」⁽⁶⁴⁾

大会での論議の中心は、①学校外教育を組織化してゆくうえでの基本原則とその指導機関について、②学校外教育の国家制度の計画にあり、実際的な活動を推めてゆく上での技術的問題は学校外教育臨時大会を招集し、そこでもう1度検討することが決定された。

以下、大会での2つの中心的論議についてのべることにする。

2. 学校外教育の組織原則

教育人民委員部学校外教育局は、この大会にむけて、2つの基本報告「ロシア共和国における学校外教育活動の統合」「学校外教育施設の国家制度」を準備した。そして、この2つの報告は、「ロシア共和国における学校外教育事業の組織に関する法令」案をめぐって活発な論議が展開された。

ここでいわれる学校外教育の組織問題とは何をさしており、その背景は何であったのか。

革命後、勤労人民の教育＝学習活動は、かちとられた自由な雰囲気と必要にせまられた教育要求にささえられ、急速に各地で発展した。この学校外教育活動の成長は、中央においても地方においても勤労人民のまったく自発的自主的活動によるものであり、そのために自然成長的性格をもっていた。したがって、各地域、各組織の学校外教育活動は、それぞれ多様な制度、施設、内容をもっていた。すなわち、学校外教育活動は、赤軍、プロレト

クリト、労働組合、協同組合、社会団体などでそれぞれおこなわれており、これらは中央の学校外教育局や県・郡の国民教育局とは何の結びつきをもっていない状況にあった。また、地方自治会と地方自治体から現権力に移行した従来の学校外教育施設も各地でそれぞれ活動し、それに対する単一の指導方針もあいまいなままにあった。これらの施設は、部分的に国家からの物的財政的援助をうけるにとどまっていた。

クルプスカヤは、すでに1918年の論文「国内で国民教育の事業をいかに組織すべきか」において、上記のような学校外教育活動の状態を「平行主義」と呼んでいる。それはつまり「それぞれの組織——工場委員会、労働組合、協同組合、中央自治機関や地方自治機関やソビエトや党委員会の文化＝教育委員会——が学校外教育の分野で活動している。活動の方向においては本質的差異はなく、すべてが同じようなことをばらばらに平行して行なっている」⁽⁵⁵⁾ことをさしていた。クルプスカヤは、こうした状況を「文化＝教育事業の必然的な発展段階」であるとし、「次の段階においては、すべてのこれらの数えきれない文化＝教育の小さな流れを1つの巨大な流れに合流させなければならない。このような合流はこの時期の真の要求である」⁽⁵⁶⁾とのべていた。

大会の報告は、学校外教育の孤立分散的な発展と活動における平行主義は、時間、力、資財などの浪費をもたらし、今後の活動の発展をさまたげる要因になっていることを指摘し、学校外教育施設と活動の調整・統合・正しい配分を行い、それらを「1つの巨大な流れに合流」させる組織問題を提起した。

すでに、この問題は、1919年1月に開かれた全ロシア学校外教育関係者の協議会において論議が加えられていた。そこでは、①学校外教育を統合する際の一般的原则、②統合してゆく機関、③その具体的形態の問題として論議がなされた。①については、統合の内容としては「外形的・機械的」「思想的」「組織的」統合が考えられるとし、現在の問題状況は、前二者では不十分で組織的統合が必要であることという結論に達している⁽⁵⁷⁾。

次に組織的統合を行う場合、その機関をどこにするのかが②の問題であった。ここでは2つの方法が考えられた。1つは、教育人民委員部の外に、構成員の平等な権利にもとづく「全ロシア学校外教育連盟」を組織すること、もう1つは、教育人民委員部と地方のソビエト機関に学校外教育を統合してゆくことである⁽⁵⁸⁾。前者は、政府機関から独立しているため国家からの強制と官僚主義を排除することができ、政治の変動期の政治的混乱にまきこまれないという肯定的面と新しいセンターとなる

「全ロシア学校外教育連盟」を組織する必要がある、国家からの強力な援助を失うという困難をとまなう。後者は、センターとなる機関は中央・地方に確立しており、国家からの強力な援助が可能であるが、逆に学校外教育の自由を官僚主義的圧力によって浸す可能性がある⁽⁵⁹⁾。

19年1月の協議会は、この問題について、学校外教育活動はあくまでも住民の自主的活動であることを基本原則とし、住民自身が参加し統制する機関であるソビエト権力がこの自主的活動の組織化に援助することによって、よりその発展を保障するという見解に達している。そして、ソビエト権力の官僚主義の危険については住民自身の積極的参加と住民の統制によって克服される問題であり、学校外教育をソビエト権力のまわりに統合する方向が打ち出された⁽⁶⁰⁾。

ここで論議された組織的統合の問題の核心は、学校外教育と国家の関係をどうするのかにあった。それは革命後に自主的に組織され発展してきた学校外教育が、その発展の帰結として一つの系統的な単一の制度構想を必要とし、そのためには従来の自主的組織から公的組織へと発展する必要が生じてきていることに起因していた。

革命直後のソビエト権力は、将来の学校外教育に対する官僚的支配とその活動内容に対する干渉・弾圧を排し、学校外教育を勤労人民の自主的活動にゆだねた。ここに含まれていた学校外教育と国家との関連の変化の意味するところは「1)国家権力機関による住民の自主的活動の自由の侵害(中略)2)、学校外教育をおこなっている地方の機関や組織の自由な自主的活動の国家権力による圧迫、3)学校外教育の様々な方策と施設の内的あり方への国家権力の干渉」⁽⁶¹⁾を廃する学校外教育活動の国家からの自由の承認にあった。

19年のこの大会で論議された組織問題は、広範に発展してきた自主的な学校外教育をソビエト権力の管理・指導のもとに統合することであり、学校外教育と国家との関係の民主主義的中央集権性の原則への転換を確認することであった。このことは19年になってはじめて提起されたわけではなかった。

H・K・クルプスカヤは、革命直後の1917年11月25日の教育人民委員部で開かれた会議において「中央から幾百万の住民の文化活動を管理することができる」と考えることは滑稽なことである⁽⁶²⁾とし次のようにのべていた。

「政府は、一面では、そのまわりに文化分野の積極的働き手たちを結合する文化的センターであらねばならないし、他面では、政府は、地方の文化勢力の活動を容易にし、活動の進路を掃き清める一連の法令を出さなければならない」⁽⁶³⁾

クルプスカヤは、ここで、学校外教育の国家による管理に反対しながら、国家が組織的センターとなり法令によって一般的原則を定めてゆくことを必要とみなし、学校外教育における国家の積極的役割を承認していた。

レーニンは、社会主義建設と文化水準の歴史順序についてふれた際、文化の「一定の水準の前提を、まず革命の方法で獲得することからはじめて、そのあとで労農権力とソビエト制度をもとにして、他の国民においつくために前進してはいけないのであろうか」⁶¹⁾とのべていた。革命によってかちとられた文化の前提としての労農権力とソビエト制度が、その文化の前提の機能を最大限発揮することがロシア革命の歴史的事実の中から要請されていたとみることができる。

さて、以上のような問題を大会で採択された「ロシア共和国における学校外教育事業の組織に関する法令」⁶²⁾（以下、「学校外教育組織令」とする）は、どのように解決したのであろうか。

3. 学校外教育組織令

1919年6月4日付の「学校外教育組織令」は、前年に制定された「ロシア共和国における国民教育事業の組織に関する法令」を受けつぎ、学校外教育の分野で発展させたものである。この法令は、前項ですでにのべたように、革命後に急速に成長した勤労人民の学校外教育をふまえ、その中で生れてきた活動における「平行主義」を克服し、学校外教育の公的組織にあたってとりあえず緊急に必要な組織原則と指導機関を明らかにする上で実践的指示を与えるものであった。法令は6章、26条からなっている。

法令は、まず、学校外教育施設の任務を「成人と学校後の年令の青少年たちの知的、美的、そして身体的発達を助力すること」（4条）であるとし、学校外教育施設を「社会主義文化の根拠地」と規定している。

法令は、第1に、学校外教育に関するソビエト機関と施設の活動を基礎づける基本原則を明らかにしている。ここでの原則の定め方は「国家権力には、学校外における市民の文化的発達に全面的に協力する義務がある」⁶³⁾（傍点は村山）という第1回学校外教育大会での結論にもとづいているとみることができる。具体的内容としては、広範な住民大衆の自由で創造的な自主的學校外教育活動への全面的支持と協力とその活動への住民大衆の参加を組織すること、「学校外教育施設をすべての人のものにする」と及び文化的要求にみあってこれらの施設設備を自由に「利用する権利」を保障すること、時間、力、資材を節約し、より大きな成果を達成するために学

校外教育活動の計画性と調整を進めること、さらには、「学校外教育事業のあり方に対するプロレタリアートと勤働農民の統制」を組織すること、となっている。（6条）

次に、学校外教育大会でも論議された指導機関については、「共和国における様々な官庁のソビエト機関によって行なわれる学校外教育に関するあらゆる活動の一般的指導は、教育人民委員部に属する」（7条傍点は村山）と規定し、教育人民委員部の権限と義務を10項にわたって詳細に定めた。それによれば、教育人民委員部の権限と義務は、一般的思想的指導と活動の基本方向の指導の他に、関係法案の作成、地方機関の指導、学校外教育活動の統合と調和、国内や外国の事情についての報告、学校外教育に関する全国的レベルでの予算の編成、学校外教育活動の科学的＝実験的研究、専門家の養成、等となっている。

したがって、第3に、県や郡・市の国民教育局とそこにおける活動は、中央の教育人民委員部の指導下におかれ、人民委員部の法令や決定を実現するために、それぞれの地区の学校外教育の全体的指導を行うことになった（10、11条）。特に、郡・市国民教育局の仕事の中では、地域住民を学校外教育に引き入れ、かれらの創意と自主的活動をよびおこすことが第1にのべられている。

第4に、学校外教育活動にみられた「平行主義」を克服するために、「あらゆる活動の一般的指導」機関としての教育人民委員部と他のソビエト機関及び非ソビエト機関との関係などのように設定されたかが問題である。法令は、教育人民委員部と他のソビエト機関との関係は、教育人民委員部を「学校外教育活動の上級指導者」（12条）と規定することによって、教育人民委員部を中核とする単一の指導ルートを作りあげている。他方、教育人民委員部と非ソビエト機関との関係であるが、法令は、労働組合、協同組合、学校団体啓蒙団体、私的＝社会的機関（宗教的なものを除く）が行う学校外教育活動は、それが「宗教的性格を有していずソビエト権力に反対する方向」をもっていない範囲で、「社会的自主活動のあらわれとして、この学校外教育活動の自由な存在、発展、実現」することができる」と規定している（13条）。ここでは、基本的には非ソビエト機関による学校外教育の自主的活動の自由の承認とその自由の範囲からの反ソビエト的、宗教的活動の排除を明瞭にしている。

こうして、法令は学校外教育の分野における教育人民委員部を中軸とする単一の集中的指導体制を確立したのであるが、これに対する統制機関をどのように構想したのか、これが第5の問題である。

法令では、教育人民委員部の学校外教育に関する活動は「中央統制=審議諸機関」に依拠するもの(19条)とし、その機関として3つをあげている。

- a 全ロシア学校外教育大会
教育人民委員部によって年1回招集され、ここでは、学校外教育に関する全国的な基本問題が審議される。
- b 全ロシア学校外教育会議^{ソビエト}
教育人民委員部のもとにある恒常的な統制=審議機関、学校外教育をおこなっている中央のソビエト及び非ソビエト機関の代表によって構成。
- c 県国民教育局学校外教育課の代表による全ロシア審議会
教育人民委員部によって少なくとも年2回招集、実際の活動の中で起こった組織的実践的諸問題の検討

又、地方の統制機関としては「国民教育会議」をあてている。

こうして、革命後に各地域、各組織で自主的に行なわれてきた学校外教育施設と活動を全国的に統合し、単一の指導体制を確立するという課題は、以上のべてきたように「学校外教育組織令」によって解決されたのである。この体制は、勤労人民の学校外教育における自主性の発揮及びそれへの参加と国家の全面的指導・援助との結合によって、その積極性が保障されるものであった。

単一の指導体制の確立によって、学校外教育施設の公的組織化の基礎がつくられたのであるが、その計画の作成が第1回学校外教育大会のもう1つの重要な課題であった。

4. 学校外教育制度の計画

ここでは、前記「学校外教育組織令」のもう1つの重要な内容からはじめなければならない。法令は、第6章に「学校外教育施設の基本的国家制度について」を設け、次のような内容を規定している。

「労働者=農民国家権力は、共和国の市民に対して全般的義務的教育の他に、国庫の費用による学校外教育施設網を組織することを自からの義務とみなす。その学校外教育諸施設は、単一の基本的国家制度として結合され、そして学校外教育の一般性(всеобщность)と完全な充実を実現することをめざすものとする」(23条)

国家権力の市民に対する義務とされた単一の基本的国家制度としての学校外教育施設網の組織のためには、実際の制度構想を計画することが不可欠である。学校外教

育局は、第1回学校外教育大会に、この問題に対して「学校外教育施設の国家制度」の報告⁽⁶⁷⁾を準備し、その中で、一般的な問題、制度に入れるべき学校外教育施設の種類の、それを1つの制度として編成する問題、及びその実施の方策を提起していた。大会は、これにもとづき決議「学校外教育施設の基本的国家制度の創設について」⁽⁶⁸⁾を採択している。この主な内容は、本項のはじめに引用した「学校外教育組織令」の第6章に入れられている。しかし、注目しておかねばならないのは、この決議には付属書⁽⁶⁹⁾として、「学校外教育の国家的施設網の構成の諸原則」がついていることである。この付属書は、学校外教育局の報告の中において提案され、いくつかの修正の上で法令的形式を取っている(23項からなる)。学校外教育局の報告、大会の決議、その決議の付属書に一貫しているのは、学校外教育施設の単一な国家制度の創設が意図されていることである。大会の決議は7項において、学校外教育局は本大会のあと緊急に「学校外教育施設の基本的国家制度についての法令」を実現する方策を取るとのべ、その法令の内容には、本大会に提起された諸条項(法令案)を基礎とすることをのべている。

ここで、第1回ロシア国民教育大会(1918年8月)の作業を想起してみよう。この大会は、主に義務的学校教育の性格と制度について審議し、「ロシア共和国における国民教育事業の組織についての法令」と「単一労働学校令」の二つの重要な法案を採択している。これに対応して考えれば、第1回学校外教育大会では3でのべた「学校外教育組織令」と共に学外教育制度の原則を定めた「単一労働学校令」にあたる学校外教育分野の法令の作成が予定されていたといえる。

さて、学校外教育施設の基本的国家制度の計画を検討するにあたっては、主に3つの問題があった。

第1は、多種多様な学校外教育施設の中からどの種類を国家制度の中に入れるか、その規準をどうするのか。

第2は、国家制度に入る学校外教育施設をどのような単一の制度として編成するのか、その内的関係をどうつけるのか。

第3は、作成された国家制度をどのように実施してゆくのか。

以上3つの問題が、学校外教育局の報告、大会決議、決議の付属書の中でどのように考えられていたのかをみてゆくことにしよう。

第1のどのような学校外教育施設種類を国家制度の中に入れるかという問題である。

19年の綱領が学校外教育綱にふれた際、そこで列挙されていたのは図書館、成人学校、人民会館、人民大学、

講座、講義、映画館、画室であった。クルプスカヤが、第1回全国ロシア国民教育大会で学校外教育局を代表して演説した際もほぼ同様のものを列挙している⁽⁷⁰⁾。大会への報告は、講義のように施設ではなく教育の方法形態をまず除外し、さらに「恒常的でより啓蒙的な意義をもって、住民のより恒常的で強固な一般的教育要求に応えるもの」⁽⁷¹⁾という規準から3つ（図書館＝読書室、青少年と成人の学校、人民会館）を選択している。しかし、大会決議の付属書は、この方針を修正し、学校外教育施設の種類をある規準で選択することはせずにできるだけ多様なものにする方向を取っている。

第2の問題であるが、大会決議の付属書によれば、まず学校外教育施設の種類別ではなく、教育の水準、質を規準に3つの段階に区分している。

第1段階——学校外教育の一般性（всеобщность）の原則にもとづき、学校終了後のすべての住民に最少限の学校外教育を満たす。

第2段階——学校外教育の社会均等（общедоступность）という原則にもとづき、住民のより高度な要求を満たす。

第3段階——住民のすでに自覚的で深い要求を満たすため

この3つの段階の学校外教育施設の《核》は、人民会館又はそれに類似する施設とされた。これは、上記3つの段階は教育活動の水準・質を規準にしているのに対して成人学校、人民会館、図書館、その他の学校外教育施設が行う文化に教育活動の水準・質は同一でなく、それを単一の制度とすることは困難であるという判断にもとづいて、文化＝教育活動の水準・質ではなく施設を中心とした統合が目ざされている。

したがって、文化教育活動の水準・質を縦軸とし、人民会館を《核》とする学校外教育施設網を横軸とする学校外教育制度の構想は以下のようなものになる。

第1段階——人民会館及びそれに類似した施設（《核》）はそれぞれの通常の学校区に1つ組織されなければならない。

そこには、最少限、成人学校、図書館＝読書室、教室＝喫茶室が含まれる。

第二段階——《核》は、市や農村地帯の人口1万人の地区に1つ。約8～12キロメートルの範囲に1つ。

そこには、最少限、成人学校、図書館＝読書室、教室＝喫茶室、劇場、博物館、実習＝模範農園（農村）、製作所（工業地帯）がおかねばならない。

第3段階——郡庁及び県庁所在地に1つ組織される。

これは、第1と第2段階の《核》を統合するセンタ

ーであり、その構成は、第1、第2段階のもの他に、プロレタリア大学（人民大学——農村）、画室、美術館、科学映画館などをおくことができる。

そして、この系列とは別に、50名以上の工場には、さまざまな段階の学校外教育の《核》をおくことを指示している⁽⁷²⁾。

さらに、大会決議の付属書は、図書館＝読書室と成人学校を特に重視し、それらを3つの段階にそくして具体的計画を作成している。

図書館＝読書室について、図書館の本の数は、1人の住民に対して2冊以上、工場では1人の労働者に対して5冊以上とし、上級段階に属する図書館は、より高度な要求を満足させる図書をそろえることを指示している。そして、第3段階に属する図書館は、それが市にある場合、市の中央図書館の機能をはたすこととされている⁽⁷³⁾。

青少年と成人の学校に関しては、第1段階と第2段階に属する学校は、経済的＝生活機構や職業活動に基礎をおき、地域の要求に応じて組織されるものとされている。これらの段階の成人学校は二つの型に分かれる。第1は初級学校であり、そこでは一般的及び政治知識をおしえ、自己教育の次の活動のために必要な初歩的な知識、技能、文化的習熟を与える。第2は、上級学校であり、初級学校でえたものの上に、一般的教育を与え、目的意識的な社会主義的世界観の形成を可能にする。第3段階の成人学校は、農村地帯では、人民（農民）大学がそれにあたり、大都市の工業地帯ではプロレタリア（労働者）大学がそれにあたる。そこでは、科学の体系をしっかりと教え、創造的な仕事が可能になるようにすること、そして強固な社会主義的世界観を形成し、自覚的な働き手になることを援助する。

以上が、学校外教育施設の国家制度計画の概観である。そしてこの計画は10年の期間に実現すべきものとされている。

第3の問題であるこの計画の実施方法についてであるが、その基礎的条件として、付属書は「学校外施設の基本的国家制度は、すべて国家の費用で維持される」ことを明記している。（これは後に国家の財政権から不可能になる）

まず、この計画の基本的内容は一般的指導的性格のものであり、詳細な具体的な計画は各地方機関でおこなわれるものとされている。その際の計画はまったく任意のものではなく、中央が定めた基本原則、制度の基本形態及び実現の期間は守られなければならないことが指示されている。そして、すでに存在している施設を国家制度に加えるにあたっては「対応する機関の賛同のもとに」

行い、地方での計画の作成と実施にあたっては、地域住民の要求に依拠し、その組織化においてもまた管理においてもかれらの直接的参加のもとで進めるべきことが指示されている。

さらに、この計画は、「漸進的展開」の原則で実現されるものとされ、その場合には一番下の基礎的な施設を密に組織し、それが次第に上級の施設に及んでゆくという展開に注意すべきであるとされた。

ここでは、学校外教育施設の国家制度の計画を実施するにあたっての、地方機関の自主性、地域住民の要求の重視と参加、そして、計画の下からの「漸進的展開」等の諸原則が明らかにされていた。

こうした計画のもとで、各地では、学校外教育施設づくりが進められたと考えられる。この時期の学校外教育施設の数は下の表でみることができる。

表 ロシア共和国における学校外教育施設数
(1919年—1920年)

学校外教育施設の種類の		数	
図書館と ※1	図書館	19300	43634
	農村読書室	24334	
	クラブ	3675	
その他教育施設 ※2	人民会館	3479※3	
	演劇練習所及び画室	263	
	博物館及び展示場	534	
	よみ書き学校及び文盲・掃学校	28291※4	

(ロシア共和国 45県393郡を対象)

※1但し376郡 ※2但し335郡 ※3但し332郡

※4但し307郡⁽⁷⁴⁾

上の表からも知ることができるように、1919年—20年のロシア共和国においては、図書館＝読書室は43,644を数え(1郡に平均116館)、読み書き学校及び文盲一掃学校は28,291校(一郡に平均92校)に及んでいる。中央から遠くはなれたシベリアのチュメニ県においてさえ、図書館＝読書室は687館、読み書き学校及び文盲一掃学校は806校を数えている⁽⁷⁵⁾。

これらの諸施設と活動を全体として基本的な国家制度として統合・再編し、さらに拡充発展させることが、学校外教育施設の国家制度計画のねらいがあった。

以上のべてきた、第1回学校外教育大会の決議の付属書は、未発の「学校外教育施設の基本的国家制度についての法令」であったといえる。それは、ルナチャルスキーが革命の数日後に「住民への呼びかけ」の中で「成人

のための学校は、国民教育の全体計画に大きな位置をしめなければならない」とのべたあの構想の体现であった。

しかし、大会決議の付属書が法令化されなかったがゆえにその意義を失うものではない。それは、大会に全国各地から集まった代議員によってもちかえられ、又雑誌によって学校外教育の活動家の手に届けられ、この時期のロシアの学校外教育活動の指針となったのである。

む す び

本稿は、ロシア革命期の学校外教育の組織的、制度的計画が作成されていく過程において、重要な位置をしめる19年の党綱領の勤労人民の教育に関する諸条項、第1回学校外教育大会での論議と到達的及びそれらの理論的背景について考察を加えた。

ロシア革命期における学校外教育の改革と組織化の要求は、一方では、革命によってかちとられた搾取と抑圧からのロシア人民の解放、帝国主義戦争に反対する平和の追求、人民が文字どおり国家の主権者となる民主主義などの諸価値が、従来の支配階級の思想的あるいは宗教的教化を目的とする学校外教育の根本的改革を必要とすること、他方では、革命によってかちとられたソビエト権力のにない手としての勤労人民がその能力を形成するためには読、書、算の基礎的知識にはじまる基礎的教養と技術の基本を必要とすることから発せられていた。この必要の量的拡大と質的深化こそ、学校外教育の系統的な公的組織化を必然化させる源泉であり、その計画を作成する課題が登場する。

そこではこの時期の学校外教育の計画の作成は、勤労人民の全面発達と社会主義建設から要求される教育の任務に対する実践の経験とする訓をふまえた科学的な教育の理論に導かれ、計画作成への積極的参加が意識的に追求されたことを知ることができる。又、学校外教育と国家の関係があらためて問われ、その民主集中性の原則が志向された。もちろん、この過程が理想的に原則通りに展開したわけではないが、基本的なすじを上記のようにとらえることができる。

本稿は、「ロシア革命期における学校外教育の改革」というテーマからみれば、その改革の基本計画の作成の段階にとどまっている。したがって、①この計画がさらに個々の学校外教育施設と活動にそくしてどのように具体化され、それがいかなる実践的展開を示したのかという問題、②革命期を1917年から1920年ととらえるならば、20年の学校外教育局から中央政治教育局への改組の問題とその名称の変更の背景にある教育把握の問題は残され

た課題である。

注

- (1) 竹田正直・広川和子「社会主義と教育」『講座 現代民主主義教育』第1巻青木書店 p. 174。
- (2) イ・ア・カイロフは、1961年の第22回ソ連邦共産党大会での演説において、「教育学の知識の適用範囲をもっと拡大し、教育学を従前の狭い学校の枠からぬけださせ、その対象のなかに成人教育や職業教育や大衆組織の教育活動の研究を加えることが必要である」とのべている。(国民教育研究所論稿4『世界と教育』1962年、p. 180)
こうした提起をうけて試みられた教育学の論究として、『Общие основы ледагогки』モスクワ 1967年、глава I (『教育学原論』明治図書、1937年、第1章)がある。この問題については矢川徳光『マルクス主義教育学試論』明治図書、p. 240—242、及び『ソビエト教育学講話』p. 159—161を参照。
- (3) 《Журнал министерства народного образования》1917年、ноя—дек. стр. 3—4。
- (4) Там же, стр. 4
- (5) Там же.
- (6) 《Педагогическая энциклопедия》モスクワ、1964年、стр. 383
- (7) Луначарский《О народном образовании》モスクワ、1958年、стр. 451 邦訳、矢川徳光訳『労働教育論』明治図書、1960年、p. 206。
- (8) там же, стр. 443
矢川訳、同上、p. 194
- (9) Б. Б. Камафосскийは、『Русская педагогическая терминология』(モスクワ、1969年)において、ルナチャルスキーの《Абразава-Эне》の概名は、現代の意味における《広義の教育》を明らかにしているが、ソビエト教育学においてこのようなアブラザヴァ-エネの解釈は一般化されなかったという趣旨のことをのべている。(стр. 250)
したがって、ルナチャルスキーの「アブラザヴァ-エネ」の訳語としては「人間形成」か「教育」をあてるべきであると考える。
- (10) 前掲『労働教育論』p. 60—66
- (11) 同上、p. 67—69
- (12) 同上。
- (13) 同上、p. 72—73
- (14) 同上、p. 74
- (15) 同上、p. 75
- (16) 《Журнал министерства народного образования》1917年、ноя.—дек. стр. 5
- (17) 前掲『労働教育論』p. 30—31。
- (18) レーニン全集、大月書店版、第27巻、p. 244。
- (19) 同上。
- (20) 同上、p. 245。
なお、レーニンは、この時期の特徴としての任務の重点の移行を、政治的・軍事的任務から経済的任務への移行という図式でとらえていたわけではなく、経済的任務もまた本質的には政治的任務と考えていた。
「1つの政治的任務から、外見上は、それとすこしも似ていない他の政治的任務への移行こそ、われわれが際際している現時機のすべての特色をなすものである」(レーニン全集、第27巻、p. 272)
レーニンは、革命後に、こうした任務の重点の移行に関して何度かふれているが次の3つの時期に集中している。第1

は、プレスト=リトウス講和条約(1918年3月3日)後の時期、具体的には「ソビエト権力の当面の任務」において。第2は、帝国主義諸国の干渉と国内の反革命勢力との軍事的闘争に基本的に勝利する1920年の初頭。具体的には、同年3—4月のロシア共産党(ボ)第9回大会及び4月の労働組合第3回全ロシア大会での演説において。そして第3は、新経済政策に移行する1921年3月の第10回党大会以降の時期である。
平和的経済建設の課題が本格的にかつ全面的に展開されるのは第3の時期以降であるが、その展望とプランは革命直後から何度も検討されていた。

- (21) レーニン全集、第25巻、p. 511
- (22) 同上、p. 513
- (23) 同上、p. 511
- (24) 同上、第27巻、p. 247
- (25) 同上
- (26) 同上、p. 298
- (27) 同上、第29巻、p. 149
- (28) 同上、第27巻、p. 259
- (29) 同上、p. 260
- (30) 同上、第29巻、p. 99
- (31) 同上、第29巻、p. 173、なお、村山の判断で訳語上の修正を加えた。
- (32) 《Народное образование в СССР. Сборник документов 1917—1973г.г.》モスクワ、1974年、стр. 18—19。
- (33) この時期の地方自治体教育政綱については、拙稿「ロシア社会民主労働党(ボリシェビキ)の地方自治体教育政綱の考察」(『教育学研究』第42巻、第3号)参照。
- (34) 《Великая Октябрьская Социалистическая революция. Документы и материалы. Революционное Движение в России после свержения самодержавия》モスクワ、1957年、No. 111 (以下《ВОСР》と略し巻の月だけをしるす。)
- (35) 《Правда》25(12) мая 1917г. No. 55
- (36) 《ВОСР. в Августе 1917г.》モスクワ、1959年、No. 65
- (37) 《ВОСР. после свержения самодержавия》No. 260—263
- (38) レーニン全集、第29巻、p. 118、引用した訳は、『レーニン教育論大系』明治図書、p. 359による。
- (39) 同上、p. 98。
- (40) 現状のソビエト教育学においては、通常自己教育と訳されるのは《самовоспитание》であり、「人格の肯定的資質を自分のなかに発達させるための人間の活動のこと」(『ソビエト教育科学辞典』明治図書、p. 357)を意味する。18年綱領の引用部分では、サマヴァスピターニエに内容上対応するのは「自己発達」であり、「自己教育」と訳されているサマヴァザヴァ-エネは、厳密に訳せば「自己陶冶」となる。
- (41) 《Правда》26 февраля 1919г.
- (42) П. В. Руднев.〈К истории разработки программы по народному образованию〉《С. П.》1959年、No. 12
- (43) Там же. стр. 94
第1項には「もっとも早い年齢からの全児童の全生活を社会的に共産主義的原理に立って組織すること」が含まれていた。この見解は、エリ・ゲ・シャピロなどによって主張された学校の個々の意義を否定し、それを工業や農業労働に解消してゆくものであった。
- (44) 前掲『レーニン教育論大系』p. 359—360
- (45) 《Директивы ВКП(Б) по вопросам просвещения》М—Л 1931年、стр. 24—26
- (46) А. В. Луначарский《О народном образовании》モスクワ、стр. 27—28
- (47) 《Декреты Советской власти》том-IV. No. 75

- 48) там же. No. 94
- 49) Н. К. Крупская 《Педагогические сочинения》 том-VII стр. 678
- 50) レーニン全集, 第29卷, p. 332
- 51) Н. К. Крупская 《Педагогические сочинения》 том-VII стр. 30
- 52) 《Народное просвещение》 Еженедельник наркомпроса. 5 Апреля 1919г. No. 30 стр. 15—19
- 53) 《Внешкольное образование》 журнал органа внешкольного отдела наркомпроса. 1919г. No. 4~6. стр. 23—40. (以下, 《B. O》とする)
- 54) Там же. стр. 137
- 55) クルプスカヤ, 村山士郎訳『国民教育と住民の参加』明治図書, p. 49
- 56) 同上
- 57) 《B. O》 стр. 50
- 58) там же. стр. 53—54
- 59) там же. стр. 55—56
- 60) там же. стр. 57
- 61) там же. стр. 68
- 62) 《Журнал министерства народного образование》 1917 г. ноя. -дек. стр. 33
- 63) там же стр. 33~34
- 64) レーニン全集, 第33卷, p. 499
- 65) 《Народное образование в СССР. Сборник документов 1917—1973г. г.》 М. 1974 стр. 373—377. (以下, この法令からの引用はすべてここからとし注を略す)
- 66) 《B. O.》 стр. 69
- 67) 《B. O》 стр. 63—82. (以下, この報告からの引用の注は略す)
- 68) 《B. O》 стр. 148—149. (以下, この決議からの引用の注は略す)
- 69) 《B. O》 стр. 149—154. (以下, この付属書からの引用の注は略す)
- 70) Н. К. Крупская. 《Педагогические сочинения》 том-VII. стр. 13—19
- 71) 《B. O》 стр. 73
- 72) там же. стр. 151
- 73) там же. стр. 152
- 74) 《Статистический Ежегодник》 труды центрального статистического управления. москва-ленинград. 1921г. стр. 155~156
(図表は, 上記の資料をもとに村山が作成)
- 75) там же. стр. 155
- [The plan of adult education in Russian revolutionary period]

Shiro Murayama